

“野焼き”は禁止です！

近所でごみや枯れ枝を燃やして「洗濯物に臭いがつく」「灰が飛んでくる」等の苦情が寄せられています。



ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。



昔から「農作業での稲わら」や「伐採した枝」は焼却していたので問題ないだろう。。



例外として、農業などを営むためにやむを得ないものとして「稲わらの焼却」「伐採した枝等の焼却」、焚火等の軽微なもの（消防署への届出が必要）が認められる場合がありますが、周囲への配慮（風向きや量）が最低限のマナーです。



「煙」は人によって感じ方が異なり、『近隣から苦情が寄せられるような場合』は、指導の対象となります！



それでは、どのように処理したらよいのでしょうか？

草・枝などの細かいものは、“燃やせるごみ”として集積所に、多量の場合は自己搬入で処分できます。その他、町の分別ルールに従い処理してください。

【野焼きとは】

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い等での焼却行為も含まれます。一般家庭からでるごみの焼却は、野焼きに該当します。

【罰則】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金